

論文の内容の要旨

論文題目 明治初期の司法建築に関する研究

氏名 細野 耕司

本研究は、明治元年から明治14年までの期間に於ける裁判所の設置、海外視察、中央の司法施設、地方の裁判所、初期の法廷を検証し、明治初期の裁判所を中心とした司法建築を考察し、次のことを明らかにした。

1、裁判所の設置

廃藩置県後、中央集権の確立と共に司法省が設置され、府県が管轄していた司法権を司法省が接収し、全国の法律の統一を目指した。府県の裁判所の設置は先ず東京府から行われ、東京周辺と京都・大阪・の関西に設置され、次に開港場、薩長土肥の旧四藩に設置された。更に、騒動のあった九州に裁判所が集中的に配置された。また、司法省の庁舎は北町奉行所に設置され、後に旧藩邸を修繕して仮庁舎とした。白洲（法廷）は庭に接する位置から、建物の中央部に移り、白洲内部に手摺（柵欄）を設けていた。

2、海外視察

最初の視察は明治4年2月から同年8月に行われた英國領香港・シンガポール視察で、監獄と裁判所の体裁と方法の視察であった。囚獄權正小原重哉等は英國副領事ジョン・ホールの案内で香港に於いてはヴィクトリア・ゼール監獄や裁判所を視察した。この監獄はパノプチコン様式の十字型監獄であった。シンガポールではマクネール少佐(Major J. F. A McNair Colonial Engineer)と面会した。彼はシンガポールの旧最高裁判所(now Parliament House)の増築工事やOutram Road Prison, Government House等の設計監督を担当していた。 視察後の明治5年11月、日本で最初の十字型の監獄案を作成し「監獄則並図式」を頒布した。同7年8月に西洋監獄、同8年7月に東京裁判所の新築が行われた。

明治4年11月から同6年3月の岩倉使節団は、佐々木高行を司法理事官にベルリンの裁判所・監獄を熱心に視察した。

明治5年9月から同6年9月の司法省視察団は、香港の裁判所、監獄、フランス領サイゴンの監獄を視察し、フランスではパリ重罪裁判所、リヨン裁判所を視察し、特に陪審法廷を熱心に視察していた。

3、中央の司法施設。

司法省（明治4年7月9日設置）

司法省は明治4年7月に旧九條邸（旧本多美濃藩邸）を庁舎として、修繕して利用していたが、明治14年7月に、司法省の新築案が浮上した。この新築案は司法省で最初の煉瓦造であった。計画案は煉瓦造2階建、中央に中庭を配した長方形のロの字型平面であった。規模は桁行約30間、梁行25.5間であった。平面は正面中央に玄関、その両脇を階段室、中庭周りに廊下を配し、四隅に階段室を設けた。1階は会計課、官員詰所、銀行、宿直室等である。2階は正面中央に応接所、その左右に刑事局長、民事局長、背面に議事堂、庶務室が並んだ。1、2階共壁中央に爐（マントルピースか）が各階12箇所設けられていた。建築費は12万円であった。しかし、この新築案は実施されなかった。

東京裁判所（明治8年7月10日落成）

日本に於いて最初に裁判所と称された裁判所である。東京裁判所は表門、門候所、両脇に呼出入控所、下調所が並び、その奥の中心に裁判所庁舎が配置されていた。裁判所庁舎は矩形平面の二階建、陸屋根トタン葺、正面中央に10角形3階建の階段室を設けた。1階は白洲（法廷）を4部屋、2階は事務関係の諸室を配置していた。同一建物の上下階で機能（事務と法廷）を明確に分けていた。江戸時代の司法関係の建物には全くない形式が現れた。

裁判所庁舎内部の法廷は、上段、中段、下段の3段形式で手摺、傍聴席が設けられていた。床は四半敷きであった。これらの法廷の特徴は進入通路が裁判官と一般人を明確に分離（裁判官は室内側から法廷に入る。一般人等は外部から入る。裁判前に打合せ出来ないようにするため、）していたことである。現在の裁判所の法廷と方針は同じであった。

大審院（明治10年3月18日落成）

大審院は表門、門候詰所、本庁、呼出入控所、湯呑所、用場等で構成された。本庁は木造2階建、桁行16間、梁間7間で、凸型平面として玄関を突出させ、外観は白漆喰大壁、1階三方を吹き放し廊下としていた。屋根は入母屋であった。平面は1階に法廷（白洲）を4箇所設け、2階は事務室及び院長室関係とした。小屋組は基本的にキングポストであった。

東京上等裁判所（明治11年3月12日落成）

東京上等裁判所は本庁、下調所、呼出入控所、湯呑所、門候所、門から成り、周囲を角柵又は丸太柵で囲っていた。本庁を中心に左右対称形に配置していた。

本庁は木造2階建、凸型平面、1階に玄関、法廷2ヶ所を配置して、正面の三方を吹き放し廊下としていた。2階は事務室関係の諸室が配置されていた。

法廷の進入方法、法廷内部は東京裁判所と同じ、附属屋の下調所（江戸時代の与力が事前調査の尋問を行った白洲と類似した法廷）2棟には法廷小10ヶ所（上段・下段の2段形式、手摺も設置していた。傍聴席はない。）を設けた。

区裁判所計画案（明治5年4月13日伺）

裁判所は西洋造庁舎、囚獄、腰掛、西洋風表門、丸太柵で構成されていた。西洋造庁舎は中央部の一部を2階建とし、屋根は寄棟、外壁は大壁であった。平面は正面中央を入口とし、事務室関係の諸室、その両脇に法廷（計6ヶ所）を設けていた。司法関係者は室内から、一般人は屋外から入る形式であった。正面には吹く放し廊下は無く、外観は非対称であった。この計画案は実施されることとなかった。

宮下知幹

当時、司法省が最重視した東京裁判所、西洋監倉を設計した人物は松代藩士の宮下知幹であった。彼は元松代藩の兵制士官学校の助教であった。彼の上司の教授は函

館五稜郭を設計した武田斐三郎であった。彼は同校でフランス語の教本で西洋砲術の授業を行っていた。宮下は同校が廃校後、明治6年に大蔵省土木寮、工部省製作寮を経て、明治7年4月に司法省營繕課に転任し司法省營繕課の責任者として明治23年まで勤務した。

4、地方の裁判所設置の経過と裁判所建築の特徴。

- ①、明治5年8月、欧洲の裁判所制度を模範とする事を決定し、フランス式の司法職務定制を実施し、裁判所を司法省臨時裁判所・司法省裁判所・府県最判所・区裁判所とした。15庁が設置された。当時は県庁内部に設け開庁していた。
- ②、明治8年5月、最高裁判所としての大審院が設置され、裁判所制度は大審院・上等裁判所・地方裁判所・区裁判所となり、地方の裁判所の設置が急務となった。明治10年2月に地方裁判所の設置費が18万7500円の増額となった。11年度の新築は16庁と急速に建設した。しかし、建設費が急騰すると、政府は明治11年5月「府県廳舎新築内規標準」の坪単価に合わせるように指示した。

この当時の上等裁判所建築は、明治8年10月に仮庁舎を設置した。敷地内には事務室、白洲、呼出人控所、湯呑所、仮監倉、門番所、表門を設けた。白洲は新築され、執務関係の庶務、出納、検事室等も新築、修繕が行なわれた。室内は絨緞を敷き硝子建具を入れた。

明治9年から12年に上等裁判所は新築され、本庁舎、下調所2棟、呼出人控所、土蔵、門番所、表門、その周囲を角柵で囲った。

本庁舎は木造2階建、凸型平面、正面中央に玄関、その後に法廷2ヶ所を設け、更に、その両翼に下調所2ヶ所を設け、渡り廊下で結んだ。本庁舎は1階を法廷関係、2階を執務室関係とし、法廷は前項と同様、一般人と司法関係者を分離した。

明治8年から13年の府県裁判所の特徴を纏めると以下となる。

裁判所は、表門、門候所、呼出人控所、本庁舎、下調所（2ヶ所）、湯呑所、土蔵から構成された。本庁舎は木造2階建、凸型平面、52坪から91坪の規模、屋根は寄棟、切妻を組み合わせた屋根、外観は漆喰の大壁、開口部は半円形欄間、上げ下げ窓が多い。内部は1階に玄関ホール、法廷2ヶ所、正面に吹き放し廊下、背面にも廊下を設け両翼の下調所を結んだ。2階は大小の部屋を設け執務室関係の諸室とした。基本は上等裁判所と同じであった。

また、明治7年の熊谷裁判所は非対称な平面構成で、本家の左側のみ渡り廊下で結ばれた白洲があり、町奉行所の白洲位置と似ている。また、横浜裁判所は外国人が多くいたためか、法廷内部が非常に特徴がある。白洲を「外国人白洲」と「日本人白洲」に分けている。白洲内部は「裁官ノ席」「陪審席」「代理人」「証人」など設け、更に、法廷の半分近くが傍聴席であった。法廷には裁判官も一般人も室内から入る形式であった。

- ③、明治15年1月、フランス法を模した治罪法は施行後、裁判所制度は大審院1庁、控訴裁判所7庁、始審裁判所90庁、治安裁判所180庁を設置した。

明治15年の治罪法の施行に向けて裁判所の建設は再び急いだ。13、14年度に控訴裁判所1庁、始審裁判所13庁、治安裁判所38庁を新築した。その建設費用は34万円で、この頃になると始審裁判所の設置が一定の水準に達し、治安裁判所が増える傾向にあった。

5、初期の法廷

法廷の形式は明治元年から明治3年5月頃までは江戸時代の奉行所の白洲形式（座敷・薄縁・板縁・砂利）を踏襲していた。明治4年に英國領香港・シンガポールの裁判所を視察後の明治5、6年に法廷は大きな変化をした。法廷の法壇が直線型からU型に変わ

ったった。英國領香港・シンガポールで見聞した裁判所は記録から陪審法廷（中央に裁判官、その下に書記官、裁判官に向かって左側に12人の陪審席、右側に原告人、罪人、警察官2名が並んだU型）で、その影響を受けたと考えられる。明治15年頃には法壇をU型から直線型に変わり、民事法廷と刑事法廷に分かれ、中階は残り書記官の席のままであった。手摺（柵欄）はなくなつた。明治25年になると、中階が無くなり、壇上に裁判官、検事、書記が座つた。現在の法廷とほぼ同じであるが、現在、壇上に座るのは裁判官のみである。

以上から、

- 1、当初、庁舎は旧藩邸を修繕して仮庁舎とした。白洲（法廷）は庭に接する位置から、建物の中央部に移り、白洲内部に手摺（柵欄）を設けた。
- 2、明治4年から同6年の海外視察は、裁判所と監獄に変化を与えた。裁判所の法廷は白洲形式から西洋思想の陪審法廷形式になった。一部の監獄は十字型監獄に変わつた。
- 3、近代的な東京裁判所や西洋監獄を設計したのは、旧松代藩の兵制士官学校の助教であった宮下知幹であった。宮下は大蔵省土木寮、工部省製作寮を経て司法省營繕課に転任した。
- 4、裁判所は本庁は凸型平面とし、1階は法廷、2階は執務室とした。本庁の両翼に下調所を配置して、ベランダ、渡り廊下で結んだ。
- 5、法廷は明治3年頃まで江戸時代の奉行所の白洲と同じ形式であった。香港・シンガポール視察後には「コの字」型の法廷（陪審法廷）に変化した。明治15年になると法廷は「コの字」型から直線型になり、明治25年に現在の法廷に近い法廷となつた。法廷の動線計画は明確に別けられて、司法関係者は室内側から、一般人は外側から入廷した。
- 6、明治9年から14年頃の裁判所本庁の特徴を纏めると以下となる。
 - a. 裁判所は基本的に本庁、下調所、呼出人控所、湯呑所、門候所、表門から成り、本庁を中心に左右対称に配置されていた。
 - b. 本庁は木造2階建、凸型平面とし、両翼に下調所（2ヶ所）を設け、それをベランダ、渡り廊下で結んだ左右対称形とした。また、1階平面も左右対称形であった。
 - c. 敷地に余裕があるにもかかわらず本庁は、建物を2階建として1階は法廷、2階は執務室等とし、上下階で機能を別けた。外観は屋根を入母屋、寄棟とし、外壁を白漆喰大壁とした。
 - d. 江戸時代の町奉行所と平面を比較すると、裁判所は法廷部分を最優先し大きな面積を占めた。
 - e. 法廷は基本的に2ヶ所設け、内部は白洲の影響を強く残し、上階、中階、下階の3段構成であった。しかし、下階部分は手摺、傍聴席など西洋思想の施設を取り入れていた。
 - f. 下調所（江戸時代の与力が奉行の判決前に取調べを行つた2段形式の白洲）は、法廷の横に配置され、前時代の影響を残していた。

明治初期の裁判所は裁判を行う法廷（白洲）を優先し、町奉行所のような行政部分、執務部分、生活部分を縮小し、法廷部分を拡大した。2階建の1階部分は法廷、別棟の下調所と渡り廊下で結び、裁判エリアを構成し、2階部分は判事局、検事局、書記局、会計課等で、上下階で機能を分離した。裁判所は本庁の1階平面及び本庁を中心に附属施設の下調所（2棟）、呼出人控室（2棟）等を左右対称に配置したのが大きな特徴となつた。なお、この後に増大する訴訟に対して、裁判所は法廷の数は増すが、法廷部分より事務、執務部分が増加し、凸型平面からE型、日型平面に移行し、建物は大型化するが、法廷部分は全体の中で縮小し、特徴の薄れた平面となつた。